

○土地建物が相続財産かどうかにつき争いがあるとき

事 例

父が亡くなり、母、兄、私が相続人となります。父は借地上に家を立てて住んでいたのですが、数年前に敷地を地主から買い取りました。ところが、土地は父名義ではなく兄名義に移転登記され、建物も兄名義となっています。登記手続は兄が勝手に行ったものだと思います。土地建物が遺産であることを明確にするにはどうしたらよいのでしょうか。

ポイント

- ❶ 遺産の範囲に争いがある場合は、遺産に関する紛争調整調停を申し立てます。
- ❷ 調停成立時には、遺産であることを確認する調停条項（案）を作成します。
- ❸ 調停が成立しなかった場合、訴訟を提起します。

手 続

- ❶ 遺産に関する紛争調整の調停申立て（遺産の範囲確認の調停）

作成書類	遺産に関する紛争調整の調停申立書（遺産の範囲確認の場合）（家事手続244） ⇒ 書 式
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の戸籍（または除籍）謄本（戸籍（または除籍）全部事項証明書） ・申立人および相手方の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） ・不動産登記事項証明書 <p>※ その他各裁判所の定めるところにより、身分関係についての資料・手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求められる場合があります（家事手続規127・37③）。</p>
申立時期	随 時
申 立 人	遺産であると主張する共同相続人

申立先	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または当事者が合意で定める家庭裁判所（家事手続245①）
申立費用	収入印紙1,200円（民訴費3①・別表1⑤の2）、予納郵便切手〔各裁判所の定めるところによる〕

◇遺産分割の前提問題

遺産分割をするには遺産の範囲が確定していることが必要なので、遺産の範囲に争いがある場合は、遺産分割に先立って解決しなければなりません。

遺産の範囲の争いは実体法上の権利関係の存否についての争いですから、本質的には訴訟事項ですが、それが親族間である場合は家庭に関する事件として一般調停事項となり（家事手続244）、調停前置の対象となるので（家事手続257①）、話し合いで解決する見込みがある場合は調停申立てを検討します。話し合いで解決する見込みがない場合や調停が不成立となった場合は、訴訟により解決します。

なお、遺産分割の調停または審判の申立てをし、その手続の中で遺産の範囲に関する争いについても解決を目指す方法もあります。調停で解決すれば問題ありません。これに対し審判の場合は、遺産の範囲に関する争いについても審判で家庭裁判所が判断することは可能ですが（最大決昭41・3・2民集20・3・360、判時439・12）、既判力がないので、遺産であるとの判断に不服のある相続人が争う場合は、遺産であることを確定判決により覆されることがあり、その場合は分割審判もその限度で無効となります。このような事態を避けるため、対立が強い場合は訴訟を先行させる扱いとなっています。

◇遺産の範囲確認の調停

遺産の範囲に関する争いを調停で解決しようとする場合、遺産に関する紛争調整調停の一種として、遺産の範囲確認の調停を申し立てます。

遺産の範囲確認の調停では、申立ては争いのある一部の共同相続人間で可能ですが、調停成立時には他の共同相続人にも参加してもらう必要があります。この手続の中で遺産分割まで行えることもあります。

2 遺産の範囲確認の調停条項（案）の作成

作成書類	調停条項（案）（遺産の範囲確認の場合）（家事手続268①） ⇒ 書 式
------	--

事例
相続
手続
三

四
〇
二

◇調停成立の場合

当事者間に合意が成立した場合、その合意内容を調書に記載して調停が成立します。その記載は確定判決と同一の効力を有します（家事手続268①）。

◇調停条項

遺産であることを確認する調停条項には、当該財産が遺産であることを確認すると記載します。

3 遺産確認の訴え

作成書類	訴状（遺産確認の場合）	⇒ (書式)
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産評価証明書 ・ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書） ・ 原告・被告の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） ・ 不動産登記事項証明書 ・ 訴訟委任状 	
提起時期	随時（調停不成立の通知を受けた日から2週間以内に訴えを提起したときは、調停の申立ての時に、その訴えがあったものとみなす（家事手続272③））	
当事者	<p>【原告】 遺産に属すると主張する共同相続人</p> <p>【被告】 原告以外の共同相続人</p>	
提起先	被告の普通裁判籍所在地を管轄する裁判所（民訴4）、相続開始時における被相続人の普通裁判籍所在地を管轄する裁判所（民訴5十四）	
提起費用	対象財産の評価額に対応した印紙額（民訴費3・4・別表1）、予納郵便切手〔各裁判所の定めるところによる〕	

事例相続手続一二

四〇三

◇調停不成立の場合

当事者間に合意が成立する見込みがない場合または成立した合意が相当でないと認める場合は、調停が成立しないものとして事件が終了します（家事手続272①）。

◇遺産の範囲に争いがある場合の訴訟の種類

遺産の範囲に争いがある場合の訴訟としては、移転登記手続請求訴訟、共有持分確認訴訟、共有関係確認訴訟等もありますが、遺産分割の前提問題を解決することに焦点を当てたものとして、遺産確認の訴えがあります。遺産確認の訴えは、ある財産が遺産に属すると主張する相続人が、原告以外の共同相続人全員を被告として、その財産が遺産に属することの確認を求める訴えです。

遺産の範囲確認の調停が不成立の場合は、遺産確認の訴えを提起します。

◇遺産確認の訴えの適法性と役割

遺産確認の訴えは、従来その適法性について争いがありましたが、最高裁昭61・3・13判決（民集40・2・389、判時1194・76）は、「当該財産が現に被相続人の遺産に属すること、換言すれば、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を認める訴えであって、その原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを既判力をもって確定し、したがって、これに続く遺産分割審判の手続において及びその審判の確定後に当該財産の遺産帰属性を争うことを許さず、もって、原告の前記意思によりかなった紛争の解決を図ることができる」と判示してこの適法性を認めました。

同判決は、遺産確認の訴えが、遺産分割の前提問題を終局的に解決する方法として、共有持分確認訴訟、共有関係確認訴訟とは別に独自の存在意義があることを指摘しています。

◇固有必要的共同訴訟

遺産確認の訴えは、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要する固有必要的共同訴訟です（最判平元・3・28民集43・3・167、判時1313・129）。したがって、一部の共同相続人が関与しない遺産確認の訴えは不適法として却下され（最判平元・9・19裁判集民157・581、判時1328・38）、一部の共同被告に対する訴え取下げも無効となります（最判平6・1・25民集48・1・41、判時1504・91）。

参考判例

- 遺産確認の訴えは、当該財産が遺産分割の対象であることを既判力をもって確定するものであるとした事例（最判昭61・3・13民集40・2・389、判時1194・76）
- 遺産確認の訴えは、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要する固有必要的共同訴訟であるとした事例（最判平元・3・28民集43・3・167、判時1313・129）

第3章 相続分の確定 第1 相続財産の調査

書 式

●遺産に関する紛争調整の調停申立書（遺産の範囲確認の場合）

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印 収入印紙 円 予納郵便切手 円	<input checked="" type="checkbox"/> 調停 家事 申立書 事件名（遺産に関する紛争調整） <input type="checkbox"/> 審判
	（この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。） （貼った印紙に押印しないでください。）

○○家庭裁判所 御中 平成○年○月○日	申立人 （又は法定代理人など） の記名押印	甲 野 二 郎
---------------------------	-----------------------------	---------

添付書類	（審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。） 申立人および相手方の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、被相続人の戸籍（または除籍） 謄本（全部事項証明書）土地全部事項証明書および建物全部事項証明書	準口頭
------	--	-----

申 立 人	本籍 （国籍）	（戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。） ○○都道府県 ○○市○○町一丁目2番地
	住所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町一丁目2番地 () 方
	フリガナ 氏名	コウノ ジロウ 甲野 二郎 大正(昭和)平成 ○年○月○日生 () 歳
相 手 方	本籍 （国籍）	（戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。） 都道府県 申立人の本籍と同じ
	住所	〒 - 申立人の住所と同じ () 方
	フリガナ 氏名	コウノ イチロウ 甲野 一郎 大正(昭和)平成 ○年○月○日生 () 歳

(注) 太枠の中だけ記入してください。

事例相続手続二二

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

申 立 て の 趣 旨
別紙物件目録〔略〕記載の土地・建物が、被相続人甲野太郎の遺産であることを確認する調停を求めます。

申 立 て の 理 由
1 申立人と相手方の父甲野太郎は、平成〇年〇月〇日に死亡し、相続が開始しました。
2 その相続人は、申立人、相手方、その母甲野花子の3人です。
3 別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」といいます。）は、父が平成〇年〇月に借地を地主から買い取ったものであり、同建物（以下「本件建物」といいます。）は、父が借地であった本件土地上に新築したものであって、いずれも父の遺産です。
4 ところが、本件土地は地主から相手方名義に移転登記され、本件建物は父名義から相手方名義に移転登記されており、相手方は自分の所有だといいます。
5 本件土地建物は父の遺産でありその分割をしたいのですが、相手方が話合いに応じないためこの申立てをします。

事例相続手続二二

別表第二、調停（2/2）

〔作成のポイント〕

- ① 争いのある相続人だけで申立ては可能ですが、調停成立時には全相続人を当事者として追加します。
- ② 話合いの見込みがない場合は、調停申立てではなく訴訟を提起します。

四〇七

●調停条項（案）（遺産の範囲確認の場合）

調停条項（案）

- 1 申立人および相手方は、別紙遺産目録〔略〕（土地）記載1の土地、別紙遺産目録〔略〕（建物）記載1の建物が亡甲野太郎の遺産に属することを確認する。

●訴状（遺産確認の場合）

訴 状

平成〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所御中

原告ら訴訟代理人弁護士 戊 山 一 郎 ㊟

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町一丁目2番地
原 告 甲 野 二 郎

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町一丁目2番地
原 告 甲 野 花 子

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町七丁目8番9号
戊山法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 戊 山 一 郎

電 話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

F A X 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町一丁目2番地
被 告 甲 野 一 郎

遺産確認請求事件

訴訟物の価額 〇〇万円

ちよう用印紙額 〇〇円

請求の趣旨

- 1 原告らと被告との間において、別紙物件目録記載の各不動産が、被相続人甲野太郎の遺産であることを確認する
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

請求の原因

- 1 被相続人甲野太郎は、平成〇年〇月〇日に死亡し、相続が開始した。
- 2 原告甲野花子は、被相続人甲野太郎の妻、原告甲野二郎及び被告は、被相続人甲野太郎の子である。
- 3 別紙物件目録記載1の土地（以下、「本件土地」という）は、被相続人が平成〇年〇月に借地を地主から買い取ったものであり、別紙物件目録記載2の建物（以下、「本件建物」という）は、被相続人が昭和〇年〇月に借地であった本件土地上に新築してその所有権を取得したものであって、いずれも被相続人の遺産である。
- 4 ところが、本件土地は地主から被告名義に移転登記され、本件建物は被相続人名義から被告名義に移転登記されており、被告は、いずれも自己の所有であるとして、被相続人の遺産であることを争っている。
- 5 よって、原告らは被告に対し、本件土地及び本件建物が被相続人の遺産であることの確認を求める。

証拠方法

- 1 甲第1ないし4号証 戸籍謄本
- 2 甲第5、6号証 土地建物全部事項証明書

附属書類

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲第1ないし6号証（写し） | 各2通 |
| 3 証拠説明書 | 2通 |
| 4 固定資産評価証明書 | 2通 |
| 5 訴訟委任状 | 1通 |

(別紙)

物件目録

- | | | |
|---|------|-----------------|
| 1 | 土地 | |
| | 所在 | 〇〇県〇〇市〇〇町三丁目 |
| | 地番 | 4番 |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 〇〇.〇〇平方メートル |
| 2 | 建物 | |
| | 所在 | 〇〇県〇〇市〇〇町三丁目4番地 |
| | 家屋番号 | 4番 |
| | 種類 | 居宅 |
| | 構造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床面積 | 1階 〇〇.〇〇平方メートル |
| | | 2階 〇〇.〇〇平方メートル |

〔作成のポイント〕

- ① 固有必要的共同訴訟ですから、相続人全員が当事者となる必要があります。
- ② 確認の訴えですから、遺産性に争いがあることを記載します。